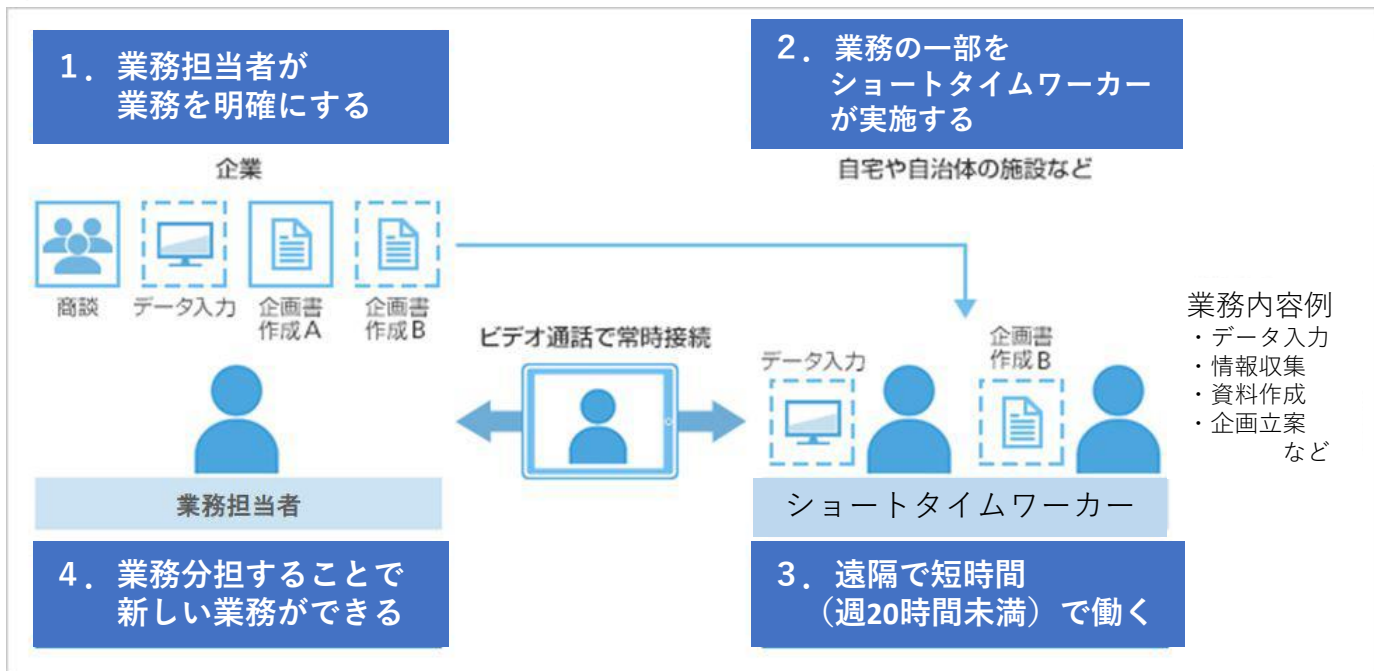


テレワークを活用したショートタイムワーク事業 実施事業者募集

パソコンやタブレットなどを活用し、テレワークで短時間から働ける時間や場所に縛られない新しい働き方の推進にご協力いただける事業者を募集します。

◆実際の働き方の流れ



◆募集事業者数

10者 (iPadなどの貸し出しに余裕がある場合、10者を超えても受け付けます)

◆募集締切

令和6年5月31日(金)

◆主な雇用対象者(ショートタイムワーカー)

子育てや介護などの理由で長時間働けない市内在住の方

◆サポート内容

- ・iPadなどの貸出(雇用開始から6か月間、1事業者につき最大5台)
- ・ショートタイムワーカー募集のサポート
- ・ショートタイムワーカーに依頼する業務の選定など実施に必要なノウハウの提供

◆申込 <https://www.city.gifu.lg.jp/business/roudou/1016017.html>
ご検討の方は、下記までご相談ください。



お問い合わせ先

岐阜市経済部労働雇用課

☎058-214-2358 (直通)

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

mail: roudou-koyou@city.gifu.gifu.jp